

1 議 事 日 程（第1日）

（平成28年第2回有田川町議会定例会）

平成28年6月7日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

平成27年度有田川町一般会計補正予算（第6号）

日程第5 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

平成27年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第6 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて

平成27年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第7 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて

平成27年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第8 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて

平成27年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算（第2号）

日程第9 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて

平成27年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第10 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて

平成27年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

日程第11 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて

平成27年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第12 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて

平成27年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第13 報告第10号 専決処分の承認を求めることについて

平成27年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）

号)

- 日程第14 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて
平成27年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第15 報告第12号 平成27年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第16 報告第13号 平成27年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計繰越
明許費繰越計算書
- 日程第17 報告第14号 平成27年度有田川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越
計算書
- 日程第18 報告第15号 平成27年度有田川町水道事業会計予算繰越計算書
- 日程第19 報告第16号 専決処分の承認を求めることについて
有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
の制定について
- 日程第20 報告第17号 専決処分の承認を求めることについて
有田川町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 報告第18号 専決処分の承認を求めることについて
有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 日程第22 報告第19号 一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況について
- 日程第23 議案第37号 平成28年度有田川町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第24 議案第38号 平成28年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第
1号)
- 日程第25 議案第39号 有田川町辺地総合整備計画の策定について
- 日程第26 議案第40号 字の区域の変更について
- 日程第27 議案第41号 平成28年度公下第3号吉備第1幹線管渠布設工事(第11工
区)の請負契約について
- 日程第28 議案第42号 平成28年度公下第4号吉備第1幹線管渠布設工事(第12工
区)の請負契約について
- 日程第29 議案第43号 平成28年度公下第6号吉備第1幹線管渠布設工事(第14工
区)の請負契約について

2 出席議員は次のとおりである(16名)

1番	谷 畑 進	2番	小 林 英 世
3番	辻 岡 俊 明	4番	林 宣 男
5番	森 本 明	6番	殿 井 堯
7番	佐々木 裕 哲	8番	岡 省 吾
9番	森 谷 信 哉	10番	堀 江 眞智子

11番 中山 進

12番 新家 弘

13番 湊 正剛

14番 増谷 憲

15番 橋爪 弘典

16番 亀井 次男

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

5番 森本 明

13番 湊 正剛

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町 長 中山 正隆

副町長 山崎 博司

住民税務部長 清水 美宏

福祉保健部長 早田 好宏

総務政策部長 中 裕 準

消防 長 栗栖 誠

産業振興部長 立石 裕 視

建設環境部長 佐々木 勝

総務課長 竹中 幸生

企画財政課長 中屋 正也

教育委員長 堀内 千佐子

教育 長 楠木 茂

教育部長 山田 展生

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局 長 一ツ田 友也

書 記 林 美穂

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（佐々木裕哲）

おはようございます。

ただいまの出席議員は16人であります。定足数に達していますので、第2回有田川町議会定例会は成立いたしました。

ただいまから、平成28年第2回有田川町議会定例会を開会します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

開議 9時33分

○議長（佐々木裕哲）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番、森本明君、13番、湊正剛君を指名します。

……………日程第2 会期の決定……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第２、会期の決定についてを議題とします。

この際、議会運営委員会から、６月１日に開催されました委員会の結果について御報告願います。

議会運営委員会委員長、橋爪弘典君。

○議会運営委員長（橋爪弘典）

改めて、皆さん、おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の開催結果について、御報告申し上げます。

去る、６月１日、午前９時３０分から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに日程、各常任委員会の開催日等について協議いたしました。

その結果、会期につきましては、本日から６月２２日までの１６日間とさせていただきました。一般質問は１５日、１６日としております。

議事日程については、お手元に配付されている日程表のとおりといたしたく思います。日程第４から日程第２９までの、報告１９件、議案７件について一括上程を行い、当局から提案理由の説明を求めた後、全員協議会にて御審査いただきたいと思います。

なお、全員協議会が終わり次第、報告第１号から報告第１８号及び、議案第４１号から議案第４３号についての議案審議を本日お願いいたしたく思います。

この会期、日程等に御賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位の御協力をお願い申し上げまして、御報告といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木裕哲）

お諮りします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から６月２２日までの１６日間にしたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から６月２２日までの１６日間に決定しました。

……………日程第３ 諸般の報告……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第３、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された案件は、報告１９件、議案７件であります。

また、本日の説明員は町長ほか１２人であります。

次に、監査委員より、平成２８年２月、３月、４月分の例月現金出納検査の結果及び平成２７年度水道事業棚卸検査の結果について、それぞれお手元に配付のとおり報

告させていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

お諮りします。

日程第４から日程第２９までの報告１９件、議案７件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

したがって、日程第４から日程第２９までの報告１９件、議案７件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

本日、ここに平成２８年第２回有田川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとお忙しい中、御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

去る４月１４日発生した熊本地震で亡くなられました方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました多くの皆様にお見舞いを申し上げます。一日も早く復旧、復興されますことを願っております。

町民を初め多くの皆様には、震災義援金に御協力を賜りましたこと、心からお礼を申し上げます。

それでは、提案理由の説明に先立ち、去る４月１日付で職員の人事異動を発令しましたので、御紹介いたします。

総務政策部長の中裕準でございます。

○総務政策部長（中裕 準）

中裕です。よろしくお願いします。

○町長（中山正隆）

議会事務局長の一ツ田友也でございます。

○議会事務局長（一ツ田友也）

一ツ田です。よろしくお願いします。

○町長（中山正隆）

消防長の栗栖誠でございます。

○消防長（栗栖 誠）

栗栖でございます。よろしくお願いします。

○町長（中山正隆）

福祉保健部長の早田好宏でございます。

○福祉保健部長（早田好宏）

早田でございます。よろしくお願いします。

○町長（中山正隆）

総務課長の竹中幸生でございます。

○総務課長（竹中幸生）

竹中です。よろしくお願いします。

○町長（中山正隆）

企画財政課長の中屋正也でございます。

○企画財政課長（中屋正也）

中屋です。よろしくお願いします。

○町長（中山正隆）

以上で紹介を終わります。どうかよろしくお願い申し上げます。

なお、説明員といたしまして出席する者は、副町長、教育委員長、教育長、部長職7名、課長職2名、私を含め13名が常時出席いたしたいと思います。

また、議案によって、清水行政局長初め課長等が出席する場合には、当日の議会開会までに議長に申し出て、許可を得るようにいたしたいと思いますので、あわせてよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程されました議案について、御説明申し上げます。

報告第1号から報告第11号までの11議案につきましては、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、平成27年度一般会計、各特別会計補正予算について、専決処分の承認を求めるものであります。

報告第1号は、平成27年度有田川町一般会計補正予算第6号であります。今回の補正は、町税、各交付金、地方交付税、国及び県支出金及び町債等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額する一方、減債基金に2億円、公共施設整備基金に5億円をそれぞれ積み立て、また、翌年度の財源として、予備費に4億4,722万2,000円を確保いたしております。

これにより、3億9,437万7,000円の増額補正となり、補正後の予算総額は、170億4,032万7,000円と相りました。

報告第2号は、平成27年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号であります。今回の補正は、事業費が確定したことにより、国庫支出金、療養給付費交付金及び繰入金等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、1億2,695万9,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、42億8,879万8,000円と相りました。

報告第3号は、平成27年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号であります。今回の補正は、事業費が確定したことにより、不用額となる未執行額を減額する一方、広域連合負担金の返還金を増額した結果、2,435万4,000円の増

額補正となり、補正後の予算総額は、7億1,272万2,000円と相りました。

報告第4号は、平成27年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第3号であります。今回の補正は、保険給付費等の事業費が確定したことにより、繰入金及び国・県支出金、支払基金交付金等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額する一方、翌年度の財源として、予備費に2,385万2,000円を確保した結果、1億4,328万円の減額補正となり、補正後の予算総額は、29億5,328万8,000円と相りました。

報告第5号は、平成27年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第2号であります。今回の補正は、施設管理費等が確定したことにより、不用額となる未執行額を減額した結果、407万2,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、432万8,000円と相りました。

報告第6号は、平成27年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第2号であります。今回の補正は、事業費、管理費等が確定したことにより、繰入金等が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額を減額した結果、9,752万5,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、7億140万円と相りました。

報告第7号は、平成27年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第4号であります。今回の補正は、事業費等が確定したことにより、負担金、国庫支出金、繰入金、町債等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、5,571万3,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、24億5,667万3,000円と相りました。

報告第8号は、平成27年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号であります。今回の補正は、分担金、使用料、繰入金等が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、1,619万円の減額補正となり、補正後の予算総額は、2億7,153万9,000円と相りました。

報告第9号は、平成27年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、施設管理費等が確定したことに伴い、不用額となる未執行額32万円の減額補正となり、補正後の予算総額は、186万6,000円と相りました。

報告第10号は、平成27年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、施設管理費等が確定したことに伴い、不用額となる未執行額45万2,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、809万9,000円と相りました。

報告第11号は、平成27年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第2号であります。今回の補正は、施設管理費等が確定したことにより、不用額となる未執行額を減額した結果、922万1,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、9,825万9,000円と相りました。

報告第１２号から報告第１４号までの３議案は、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定による、繰越計算書の報告についてであります。

報告第１２号は平成２７年度の一般会計予算の経費を平成２８年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第１３号は、平成２７年度の特別養護老人ホーム等事業特別会計予算の経費を平成２８年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第１４号は、平成２７年度の公共下水道事業特別会計予算の経費を平成２８年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第１５号は、地方公営企業法第２６条第３項の規定による、繰越計算書の報告についてであります。平成２７年度の水道事業会計予算の経費を平成２８年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第１６号から報告第１８号までの３議案は、地方自治法第１７９条第３項の規定に基づき、条例制定の専決処分について議会の承認を求めるものであります。

報告第１６号は、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正が行われ、平成２８年４月１日より施行されることに伴い、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものであります。

報告第１７号は、有田川町税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が平成２８年３月３１日に公布され、４月１日から施行されることとなったのに伴い、有田川町税条例の一部を速やかに改正する必要性が生じたため、条例の一部改正を専決処分したものであります。主な改正点といたしましては、固定資産税の非課税について、施設の名称変更及び非課税範囲を拡充します。固定資産税について、再生可能エネルギー発電設備の課税標準の特例措置の割合を制定します。熱損失防止改修住宅に対する固定資産税の減額の規定の整備を行います。以上の改正を行うため、本条例の一部を改正したものであります。

報告第１８号は、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が平成２８年３月３１日に公布され、４月１日から施行されることとなったのに伴い、有田川町国民健康保険税条例の一部を速やかに改正する必要性が生じたため、条例の一部改正を専決処分したものであります。主な改正点として、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引き上げを行うとともに、軽減措置については、世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額の引き上げを行います。以上の改正を行うため、本条例の一部を改正したものであります。

報告第19号は、一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況についてであります。有田川町ふるさと開発公社は、一般財団法人として3期目を迎えております。平成27年度の経営状況は、赤玉のわさび寿司が全国ネットのテレビ番組で放送され、一時的に清水地域への来客が増加したこと、行楽シーズンのキャンプ客数が前年度に比べ増加したこと等により、上半期につきましては、利用客も収入も増加傾向にありましたが、閑散期となる下半期には来客者数も減少し、年間を通じては減収増益となっております。

事業収入は、1億8,805万円、前年比96.6%となっております。事業収入で、前年度を上回った施設につきましては、あさぎり、しみず温泉健康館、コテージ・やすけ、遠井キャンプ場の4施設でありまして、あさぎりは、7,029万円、前年比107.4%、しみず温泉健康館は、1,337万円、前年比108.1%、コテージ・やすけは、1,359万円、前年比108.8%、遠井キャンプ場は、156万円、前年比184.7%、となっております。逆に前年度を下回った施設につきましては、定休日をふやしたことで、ふれあいの丘が2,444万円、前年比90.6%、トレーラーハウスの老朽化でオートキャンプ場が545万円、前年比86.9%、宿泊白馬が5,037万円、前年比84.3%、二川温泉が876万円、前年比86.2%となり、全体では前年と比べ約668万円の減収となっております。

続きまして、事業費用につきましては、4,979万円、前年比86.0%となっております。原価意識の向上等により、食材原価率が40.3%から37.6%に改善されたこともあり、前年比で約811万円の減少となっております。

次に、各施設全体の管理費用でございますが、1億5,720万円、前年比97.1%となっております。施設の老朽化により、修繕費等が増加していますが、退職者の補充をせず、残りの人員でカバーしてきたこと、宿直の見直し等で、人件費等の経費削減に取り組み、管理費全体としては、前年比で約462万円の減少となっております。

次に、営業利益でございますが、事業収入の1億8,805万円から事業費用と管理費用を合わせた費用、2億698万円を差し引いた結果、営業利益はマイナスの1,893万円となっております。これに指定管理料などの事業外収入2,036万2,000円を加えますと、年間の経常利益は、137万円の黒字となっております。

御承知のとおり、昨年12月にふるさと開発公社の体制も変わり、組織の見直し、従業員の意識改革による収益率の向上等、新たな目標を掲げ各施設の管理運営に努めており、町といたしましても今後に期待しているところであります。昨年度につきましては、合併10周年記念イベントを開催し、お客様に有田川町の魅力を再発見していただいているところであります。

また、今年度より2年間、県としては、水の国、わかやま。をキャッチフレーズに、和歌山を売り出す計画を立てております。清水地域につきましても有田川を中心に、

五郷溪谷、湯川溪谷など、水に関連する観光資源が多く存在してございます。今のところ、集客力の弱い観光資源であります。ふるさと開発公社とともに、自然をいかしたすてきな観光体験メニュー等の創出を検討し、集客力の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、議員皆様方におかれましても、御指導、御協力よろしくお願い申し上げます。

議案第37号は、平成28年度有田川町一般会計補正予算第1号であります。今回の補正の主なものは、2款総務費の総務管理費では、行政局及び出張所費で、出張所の非常勤職員報酬及び費用弁償として144万2,000円を、電子計算費で社会保障・税番号制度総合運用テスト委託料として511万9,000円、ネットワーク設備番号制度対応及び自治体セキュリティクラウド提供事業委託料として125万2,000円を、3款民生費の社会福祉費では、社会福祉総務費で、臨時福祉給付金事業補助金返還金として92万1,000円を、老人福祉費で、非常勤職員報酬及び社会保険料として156万7,000円を、児童福祉費では、児童福祉総務費で、国の制度改正に伴う子ども・子育て支援システム改修委託料として83万7,000円を、4款衛生費の保健衛生費では、保健衛生総務費で臨時看護師の賃金として64万8,000円を、6款農林水産業費の林業費では、山の恵み活用事業補助金を活用して清水グランドカバー生産組合への補助金として65万円を、8款土木費の道路橋りょう費では、道路橋りょう維持費で、道路台帳整備委託料で400万円を、道路新設改良費で社会資本整備総合交付金事業の交付内示を受けて、事業費で3,857万円の減額、10款教育費の教育総務費では、義務教育振興費で、特別支援員の賃金に89万3,000円を、社会教育総務費で、非常勤職員報酬及び費用弁償として、134万5,000円を計上し、その他所要の補正を行った結果、今回の補正額は、1,799万2,000円の減額となり、補正後の予算総額は、151億7,200万8,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしまして、県支出金、繰越金を充てるとともに国庫支出金、地方債を減額しています。

議案第38号は、平成28年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、法改正に伴う納付金等算定システム連携業務委託料に270万円を補正するものです。補正総額は、270万円を追加し、補正後の予算総額は44億676万4,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、国庫支出金を充てることによりましております。

議案第39号は、有田川町辺地総合整備計画の策定についてであります。生石辺地地域において、火災時における初期消火体制の確保、地域住民の生活安全を図るため、防火水槽の設置を新規に計画策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第40号は、字の区域の変更についてであります。農村総合整備事業で施工し

た小川地区圃場整備工事で農地の集約化等を行った結果、整備後の形状に登録所の公図を変更するために、大字小川区の小字界を一部変更する必要がありますので、地方自治法260条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第41号から議案第43号までの3議案は、工事請負契約の締結について議会の議決をお願いするものであります。議案第41号は、平成28年度公下第3号吉備第1幹線管渠布設工事第11工区の請負契約についてであります。平成28年度公下第3号吉備第1幹線管渠布設工事第11工区を施工するため、平成28年5月26日、9業者を指名し、競争入札に付したところ、有田川町庄900番地1、株式会社南興業、代表取締役久保友希氏が落札いたしましたので、5,286万6,000円で工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第42号は、平成28年度公下第4号吉備第1幹線管渠布設工事第12工区の請負契約についてであります。平成28年度公下第4号吉備第1幹線管渠布設工事第12工区を施工するため、平成28年5月26日、9業者を指名し、競争入札に付したところ、有田川町吉見619番地1、株式会社合同興業、代表取締役赤井美宣氏が落札いたしましたので、7,285万6,800円で工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第43号は、平成28年度公下第6号吉備第1幹線管渠布設工事第14工区の請負契約についてであります。平成28年度公下第6号吉備第1幹線管渠布設工事第14工区を施工するため、平成28年5月26日、9業者を指名し、競争入札に付したところ、有田川町上中島783番地1、マトバ商店、的場久氏が落札いたしましたので、5,166万7,200円で工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

以上で提出議案に対する私の説明を終わります。

何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木裕哲）

以上で、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩中に、3階中会議室において、10時30分より全員協議会を開催しますので、よろしくお願いします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 10時07分

再開 14時00分

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（佐々木裕哲）

再開します。

……………日程第４ 報告第１号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第４、報告第１号、専決処分の承認を求めることについて。平成２７年度有田川町一般会計補正予算第６号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第５ 報告第２号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第５、報告第２号、専決処分の承認を求めることについて。平成２７年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第３号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第6 報告第3号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第6、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて。平成27年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第7 報告第4号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第7、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて。平成27年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第8 報告第5号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第8、報告第5号、専決処分の承認を求めることについて。平成27年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第9 報告第6号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第9、報告第6号、専決処分の承認を求めることについて。平成27年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第１０ 報告第７号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第１０、報告第７号、専決処分の承認を求めることについて。平成２７年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第４号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第１１ 報告第８号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第１１、報告第８号、専決処分の承認を求めることについて。平成２７年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第２号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第１２ 報告第９号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第１２、報告第９号、専決処分の承認を求めることについて。平成２７年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算第１号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第１３ 報告第１０号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第１３、報告第１０号、専決処分の承認を求めることについて。平成２７年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算第１号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第１４ 報告第１１号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第１４、報告第１１号、専決処分の承認を求めることについて。平成２７年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第２号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第１５ 報告第１２号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第１５、報告第１２号、平成２７年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第１６ 報告第１３号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第１６、報告第１３号、平成２７年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第１７ 報告第１４号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第１７、報告第１４号、平成２７年度有田川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第１８ 報告第１５号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第１８、報告第１５号、平成２７年度有田川町水道事業会計予算繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第１９ 報告第１６号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第１９、報告第１６号、専決処分の承認を求めることについて。有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第２０ 報告第１７号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第20、報告第17号、専決処分の承認を求めることについて。有田川町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第21 報告第18号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第21、報告第18号、専決処分の承認を求めることについて。有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。

報告第18号について質疑をさせていただきます。3点ばかり伺います。

まず、1つ目は、賦課限度額の基礎課税額、2万円の引き上げで54万円、また後期高齢者支援金分の2万円引き上げで19万円になり、賦課課税限度額はトータルで幾らになるのかお答えいただきたいと思います。

2つ目に、給与収入で1,040万円の世帯は国保被保険者の中でどれくらいいるのか示していただきたいと思います。

3つ目に、去年の6月議会で質疑いたしまして、お聞きしましたら、賦課限度額の超過割合を1.5%にすると、医療分で80万円、後期高齢者支援金分で22万円、介護分で17万円になるという試算でありました。そうなりますと、医療分でまだ26万円、後期高齢者支援金分で3万円、介護分で1万円となっておりまして、介護分がそれに近づいているので、今回の引き上げの対象になっていないと思いますが、この点を改めて確認させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

住民税務部長、清水美宏君。

○住民税務部長（清水美宏）

増谷議員の御質疑にお答えしたいと思います。

まず、1点目の賦課限度額の課税額のトータルですけれども、介護納付金分を合わせまして、85万円のところが89万円となります。

2点目の、給与収入で1,040万円以上の世帯はどれぐらいかということですが、給与収入1,040万円超えの世帯は22世帯でございます。

3点目の、今回の改正で介護分が引き上げの対象になっていないという件でございますけれども、引き上げ分については医療分、後期高齢者支援金分、介護分の限度額、超過世帯割合のバランスを考慮しまして、平成28年度においては医療分と後期高齢者支援金分を引き上げ、介護分を据え置くこととされたものでございます。

以上でございます。何とぞ、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。

再質疑をさせていただきます。

そうなりますと、医療分の限度額の引き上げが問題となってまいります。今回の改正で厚労省の推計では、限度額超過世帯の割合は2.25%と見ており、1.5%へ近づけるために、今後も引き上げていくということになってまいります。そこで当町で医療分と後期高齢者支援金分、介護納付金分で賦課限度額超過世帯数と、その割合はどのようになるか示していただきたいと思います。

○議長（佐々木裕哲）

住民税務部長、清水美宏君。

○住民税務部長（清水美宏）

当町の医療分と後期高齢者支援金分と介護納付金分の各賦課限度額超過世帯数と、その割合でございますが、医療分におきましては4,517世帯中、191世帯で、4.23%でございます。続いて、後期高齢者支援金分で4,517世帯中、85世帯で、1.88%でございます。それと、介護納付金分で、2,577世帯中、40世帯で、1.55%となっております。

以上でございます。

○議長（佐々木裕哲）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。

報告第18号について反対の立場で討論させていただきます。

今回の賦課限度額の引き上げは、地方税法施行令の一部改正に伴う改正で、厚労省が国保法施行令の一部改正によるものです。賦課限度額を4万円引き上げて、8.9万円に改正するものであります。しかも引き上げは2年連続となっています。限度額の引き上げの理由は、高所得者層により負担してもらい、中間所得に配慮した税の設定ができると言いますが、町民の皆さんの重税感は耐えがたい水準に今あります。配慮という点であれば、国の国庫負担率をもとの45%に戻し、被保険者の負担を軽減することが大事です。厚労省は引き上げ後に限度額に達するのは単身世帯4方式の場合、給与収入で1,040万円とのことで、その場合でも限度額8.9万円は所得の1割を超える負担率になります。厚労省の昨年の資料では、市町村国保の税負担率は約10%で、協会健保の7.6%、組合保険の5.3%、共済組合の5.5%に比べて、負担率が高くなっています。ですから、厚労省も低中所得層の多い市町村は、国保税が賦課限度額に該当することもあると認めているように、町民の実感としては所得の1割以上を国保税で飛んでいくほうが多いのではないのでしょうか。

もともと国保税に賦課限度額が設けられた理由は、例えば借金返済等のために資産を売却し、一時的に所得がふえて、国保税が際限なくはね上がる事態を防ぐことにあったといいます。国保の限度額の引き上げを財政基盤の強化の一環として、社会保障制度改革プログラム法に盛り込まれました。そして、これまで協会健保の保険料上限額を参考にして決めていましたが、被用者保険とほぼ同様に限度額超過世帯の割合1.5%に近づくよう、段階的に引き上げることになりました。今後、1.5%まで近づけるために、特に本町では限度額に達する割合、医療分で191世帯で4.2%なので、今後上がっていくことになります。しかも年収で1,000万円を超える高額所得者が多い都市部と、22世帯しかない本町とは違いがあり過ぎます。国保税の賦課限度額は法定の額の範囲内で、市町村が独自に設定できるものであり、町民の暮らし、医療を守る立場に立ち、負担の軽減を図るべきことから申し上げまして、反対の討論とさせていただきます。

○議長（佐々木裕哲）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木裕哲）

起立多数であります。

よって本件は承認することに決定しました。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第26、議案第40号から、日程第29、議案第43号までを先に審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第26、議案第40号から、日程第29、議案第43号までを先に審議することに決定しました。

……………日程第26 議案第40号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第26、議案第40号、字の区域の変更についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第40号、字の区域の変更については、産業建設住民常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、字の区域の変更については、産業建設住民常任委員会に付託して審査することに決定しました。

……………日程第27 議案第41号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第27、議案第41号、平成28年度公下第3号吉備第1幹線管渠布設工事第11工区の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第２８ 議案第４２号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第２８、議案第４２号、平成２８年度公下第４号吉備第１幹線管渠布設工事第
１２工区の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第２９ 議案第４３号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第２９、議案第４３号、平成２８年度公下第６号吉備第１幹線管渠布設工事第
１４工区の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第２２、報告第１９号から、日程第２５、議案第３９号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

なお、次回の本会議は、６月１５日水曜日、午前９時３０分に開議します。

この後、委員会室において議会広報編集特別委員会を開催しますので、委員の方はよろしく願います。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

延会 １４時２４分